

## 知多市図書館貸出票広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市立中央図書館及び知多市まちづくりセンター等図書室（以下「図書館等」という。）における図書等の貸出票（以下「貸出票」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告 貸出票に掲載する広告をいう。
- (2) 広告主 貸出票に掲載する広告により、自らの商品やサービス、事業等を宣伝する者をいう。
- (3) 広告掲載者 貸出票に広告を掲載する広告主又は広告主に代わり手続きを行う者をいう。

(広告掲載場所)

第3条 広告を掲載する場所は、貸出票の表面下部とする。

(広告掲載の基準)

第4条 広告は、要綱第3条及び審査基準第2条に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げないものとする。

2 要綱第3条第2項第16号に規定する広告として掲載することが適当でないと市長が認めるものとは次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被補助人、被保佐人又は成年被後見人である者の広告
- (2) 破産者で復権を得ない者の広告
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者の広告
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者（いずれかに該当

した者であって、その事実があった後2年を経過した者を除く。)の広告

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者の広告

(6) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するもの

(7) 占い、運勢判断その他これらに類するもの

(8) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、図書館等の業務に支障をきたすおそれのあるもの

(広告の規格及び枠数)

第5条 掲載する広告の規格は、1枠当たり縦45ミリメートル×横65ミリメートル(フレーム含む。)とする。

2 広告は、同一の期間内に3枠を超えて掲載しない。

(広告の掲載料)

第6条 広告掲載料は、月額3,000円とする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、1月を単位とし、1件の広告掲載の期間は、原則として最長1年間とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、知多市公式ホームページ及び広報ちたによるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載を希望する者は、知多市図書館貸出票広告掲載申込書(第1号様式)に、広告のデザインの素案等必要書類(以下「申込書等」という。)を添えて、掲載を希望する月の2月前までに提出するものとする。ただし、市の入札参加資格を有する者は納税証明書、登記事項証明書及び身分証明書の添付を省略す

ることができる。

- 2 広告掲載者は、市から追加で掲載内容又は希望者に関する資料等の提出を求められた場合は、これらの資料を提出するものとする。

(広告掲載及び広告掲載者の決定)

第10条 市長は、前条の申込書等を受けたときは、第4条の規定により広告主及び広告の内容を審査し、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定し、その結果を知多市図書館貸出票広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載者に通知するものとする。

- 2 広告掲載の順位は、募集時に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申込みが第5条第2項に規定する募集枠数を超えたときは、先着順により決定するものとする。

- (1) 第1順位 市内に本社若しくは本店を有する事業者又は市内の商店街、各種業種等の連合体

- (2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者

- (3) 第3順位 前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街、各種業種等の連合体

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、市長が指定する日までに、市に広告の原稿を提出するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告掲載者が負担するものとする。
- 3 市長は、広告の原稿が第4条に規定する基準を満たしていないとき、又はその他広告の内容が不相当であると認めるときは、広告掲載者に対し、広告内容の補正を指示するものとする。
- 4 前項の規定による指示があったときは、広告掲載者は、広告の内容について補正し、市長が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告掲載者の責任)

第12条 広告掲載者は、貸出票に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告掲載者は、第10条の規定により決定を受けた貸出票の広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告内容の変更)

第13条 広告掲載者が広告掲載の期間内に広告内容の変更を行う場合は、知多市図書館貸出票広告掲載変更申込書(第3号様式)を市に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、第4条の規定により広告の内容を審査し、その結果を知多市図書館貸出票広告掲載変更決定通知書(第4号様式)により、広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第14条 広告掲載者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告掲載の決定後、広告の掲載開始前において、広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額還付する。

(2) 広告掲載期間中に広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以後の月分の納入済月額を全額還付する。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 第1項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする広告掲載者は、知多市

図書館貸出票広告掲載料還付申請書（第5号様式）により市長に請求する。

4 市長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、その結果を図書館貸出票  
広告掲載料還付通知書（第6号様式）により広告掲載者に通知する。

（広告掲載の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り  
消すことができる。

(1) 広告掲載者が第14条の期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2) 要綱第3条及び審査基準第2条の基準並びに第4条第2項の規定に抵触する  
と認めたとき。

(3) 広告掲載者が第11条第3項の規定による指示に従わないとき。

(4) その他特に市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、市長は広告掲載者に対し、  
その賠償の責を負わない。また、納入済みの広告掲載料は還付しない。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。